



国民健康保険の方・後期高齢医療の方 保険証を郵送します！

現在交付している国民健康保険の保険証と後期高齢者医療の保険証（薄緑色）は、**令和5年7月31日（月）まで**お使いいただけます。

令和5年8月1日（火）からお使いいただく保険証（後期高齢者医療の保険証は橙色）は、7月下旬に特定記録郵便でお送りします。ご家庭のポスト等に投函されますので、ご確認ください。

国民健康保険

▶世帯主あて（世帯員の証を含む）

後期高齢者医療

▶被保険者一人ひとりあて

- ▶**令和4年中**の所得状況等により、医療機関でご負担いただく割合（自己負担割合）が、8月から変更になることがあります。
- ▶**令和4年中**の所得額等の確定に伴い、別途**令和5年度**の保険料額に関する通知を送付します。後期高齢者医療の方は7月中旬頃、国民健康保険の方は8月に通知しますのでご確認ください。



「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは…？

この認定証（白色）を病院などの窓口で提示することで、同一医療機関での支払いが自己負担限度額（年齢や所得によって異なる）までとなります。

申請ができる方

国民健康保険	後期高齢者医療 75歳以上の方（障がい認定を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ● 0歳～69歳までの方 ● 70歳～74歳の方で、負担割合が3割の方（一部）、または住民税非課税世帯の方 <p>※令和5年7月31日（月）まで有効の認定証を持っていた方で、引き続き認定証を利用する場合は、原則改めて申請が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 負担割合が3割の方（一部）、または住民税非課税世帯の方 <p>※令和5年7月31日（月）まで有効の認定証を持っていた方が、引き続き該当となる場合は、7月末までに郵送しますので申請は不要です。</p>

申請方法

役場 町民課で申請してください。

■マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードを保険証として登録している場合、オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを保険証として利用できます。オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）



地元で真剣な出会いを探したい…

そんなあなたの縁結びを応援します+*

相談無料 秘密厳守

「あ、出会えたかも。」
あなたの未来を彩る出会い
応援しています。

町内在住の縁結びボランティア「はぴこ」がお手伝いします！

こんな方に
オススメ…

- ✓ 何から始めて良いかわからない
- ✓ 誰かに相談しながら出会いを探したい
- ✓ マッチングした後もサポートしてほしい
- ✓ 写真を公開したくない

興味のある方はお気軽に教育委員会（公民館係）までお問い合わせ下さい。教育委員会から「はぴこ」をご紹介します。

お問い合わせ先：西ノ島町教育委員会 <公民館係> （電話：08514 - 6 - 0033）
andou-natsuko@town.nishinoshima.shimane.jp（担当：安藤）

空き家・空き地バンク登録制度を活用してみませんか

西ノ島町では、町内における空き家・空き地の有効活用を通じて、定住を促進することで地域の活性化を図るため、平成28年4月から、利活用可能な空き家を紹介する「空き家・空き地バンク制度」を実施しています。

「空き家・空き地バンク」は、使用していない住宅等の所有者から登録申し込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として空き家の利用を希望する方々に向けて町のホームページにて紹介する制度です。

空き家バンクについては、令和5年度5月末までに、35件の登録があり、うち25件の成約がありました。所有者の方にとっては、思い出のある大切な資産ですが、必要な人に活用されることで資産も生まれ変わることもありますので、空き家・空き地バンクの登録を検討の上、活用されますようお願いします。

なお、本バンクに登録済であっても、管理責任は所有者にありますので、適正な管理をお願いします。

登録への支援もあります！



「空き家バンク」への空き家登録を促進することを目的として、空き家所有者がその所有する空き家において、残置物処分や空き家内外のクリーニングを行う場合、空き家バンク登録支援事業補助金を設けています。※下記表参照

町ホームページ
「空き家・空き地バンク」▶



種類	補助対象経費	補助金額
残置物処分費	空き家の残置物処分及び庭木の剪定や除草等に要する費用	対象経費の10分の10以内 上限：20万円
ハウスクリーニング費	空き家の内外部クリーニングに要する費用	対象経費の10分の10以内 上限：20万円

お問い合わせ先：西ノ島町役場 観光定住課（電話：08514 - 6 - 1257）

結婚を望む従業員の出会いを応援しませんか？

「しまね縁結びサポート企業」募集中！



しまね縁結び

1

サポート企業の対象・役割

対象の
企業・団体

島根県内に事業所等がある企業・各種団体等（支社・支店・工場等内部組織単位も可）

役割

県及び（一社）しまね縁結びサポートセンターとの連絡窓口になっていただく「担当者」を決めていただき、結婚を希望する従業員の方々へ情報提供をお願いします。

しまね縁結び

2

サポート企業のメリット



メリット1

職場で「しまこ」の登録ができます。

※（一社）しまね縁結びサポートセンターによる出張登録



メリット2

県のホームページ等で「しまね縁結びサポート企業」として広報・PRを行います。

- ▶ 婚活イベント情報の提供
- ▶ 縁結びボランティア「はびこ」やしまねコンピューターマッチング「しまこ」等についての情報提供

登録申込み・お問い合わせ先：島根県 健康福祉部 子ども・子育て支援課 〒690-8501 島根県松江市殿町1
（電話：0852 - 22 - 5790 e-mail：shosi-taisaku@pref.shimane.lg.jp）
（ホームページ：https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/en/enmusubi/enmusubisupportcompany.html）